

6 監査公表第 7 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、愛知県知事、愛知県教育委員会教育長及び愛知県公安委員会委員長から令和 6 年定期監査の結果（令和 6 年 9 月 6 日 6 監査公表第 6 号）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のように公表する。

令和 6 年 12 月 10 日

愛知県監査委員 前 田 貢  
 同 山 内 和 雄  
 同 小 川 淳  
 同 いなもと 和仁  
 同 島 倉 誠

1 収入

是正又は改善を必要とする事項	措 置 の 内 容
<p>○指摘事項  <b>【自動販売機の設置に当たり、契約金額を誤っていたもの（合規性）】</b>  <b>該当機関</b> 時習館高等学校</p> <p>時習館高等学校では、自動販売機設置に係る県有財産（建物）の貸付について一般競争入札により契約を締結している。本件入札においては、入札公告及び入札説明書により、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額を落札価格とし、入札書には、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載することとされている。</p> <p>しかしながら、当校では、最高の価格で入札書を提出した落札者との契約に当たり、本来であれば入札金額に当該金額の 100 分の 10 を加算した金額で契約すべきところ、加算をせずに契約していた。</p> <p>これは、担当者が入札書に記載された入札金額を契約希望金額と誤認して加算を失念したことはもとより、決裁過程でのチェックが有効に機能していなかったことによるものである。</p>	<p>令和 5 年 12 月 12 日付けで、変更契約を行い、不足分の契約金額を追徴した。</p> <p>再発防止策として、契約書作成に当たっては、複数名での確認実行及び実務知識について周知徹底した。</p> <p>また、教育委員会としては、令和 6 年 9 月 27 日に事務職員研修会で本事例について周知するとともに、同年 10 月 11 日に県立学校長向け研修会を行い、適切な会計処理を行うよう周知徹底した。</p>

2 支出

是正又は改善を必要とする事項	措 置 の 内 容
----------------	-----------

<p>○指摘事項</p> <p>【医療的ケア児等アドバイザー事業始め4事業の業務委託において、消費税額を計上せずに契約を締結していたもの（合規性）】</p> <p><b>該当機関</b> 福祉局障害福祉課</p> <p>消費税法によれば、社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業（以下「非課税事業」という。）には消費税を課さないとされている。福祉局障害福祉課では、医療的ケア児等アドバイザー事業、相談支援体制整備事業（地域アドバイザー事業）、障害者社会参加促進事業及び障害児等療育支援事業について、非課税事業であると判断し、当該事業の実施を委託するに当たり、消費税額を計上せずに契約を締結していた。</p> <p>しかしながら、令和5年10月4日付けこども家庭庁及び厚生労働省事務連絡を受け点検したところ、当該事業が非課税事業に該当せず、課税対象であることが判明した。その結果、平成30年度から令和4年度までの間に当該事業の実施の委託契約を締結した事業者が、修正申告により納付した消費税及び延滞税相当額を、県が損害賠償金として支払うこととなった。</p> <p>なお、令和6年6月末時点で確定した賠償額は、10の事業者に対して総額9,938,508円である。</p> <p>これは、非課税事業には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する一般相談支援事業及び身体障害者福祉法に規定する身体障害者生活訓練等事業があり、今回誤りが発覚した医療的ケア児等アドバイザー事業始め4事業は、その事業内容が両事業と類似していたことから、非課税事業に該当すると誤認したことによるものである。</p>	<p>再発防止策として、非課税事業と判断している事業について総点検を実施し、非課税事業としている根拠が不明確な事業については、関係機関に問い合わせ、確認を徹底した。</p> <p>また、福祉局としては、令和6年9月13日付けで、適切な会計処理を行うよう本事例を局内各所属へ周知した。</p>
<p>○指摘事項</p> <p>【随意契約できない契約について、随意契約により締結していたもの（合規性）】</p> <p><b>該当機関</b> 瀬戸工科高等学校、半田農業高等学校、一宮東特別支援学校</p> <p>愛知県財務規則では、財産の買入に係る契約は、予定価格（単価契約の場合は予定価格とする単価に発注予定数量を乗じた執行予定額を</p>	<p><b>【瀬戸工科高等学校】</b></p> <p>再発防止策として、契約締結の起案をする際には、根拠法令・財務規則を資料として添付し、決裁者ら複数で法令規則の内容をよく確認することとした。</p> <p>また、教育委員会としては、令和6年9月27日に事務職員研修会で本事例について周知するとともに、同年10月11日に県立学校長向け研修会を行い、適切な会計処理を行うよう周知徹底した。</p>

<p>いう。以下同じ。)が160万円、役務の提供に係る契約は、予定価格が100万円を超えないものについて、随意契約によることができるものとされている。</p> <p>しかしながら、瀬戸工科高等学校ではLPガスの納入契約において、半田農業高等学校ではA重油の納入契約において、両校とも当該単価契約の執行伺における執行予定額が160万円を超えているにもかかわらず、随意契約により契約を締結していた。また、一宮東特別支援学校では可燃ごみの搬出契約において、当該単価契約の執行伺における執行予定額が100万円を超えているにもかかわらず、随意契約により契約を締結していた。</p> <p>これらは、当該契約は毎年度随意契約により締結していたことから、担当者が財務規則等を確認することなく前年度と同様の事務処理ができると思い込んでいたことに加えて、決裁過程でのチェックが有効に機能していなかったことによるものである。</p>	<p>【半田農業高等学校】</p> <p>再発防止策として、随意契約根拠の確認を徹底し、複数人によるチェック体制を強化するよう事務担当者に周知した。</p> <p>また、教育委員会としては、令和6年9月27日に事務職員研修会で本事例について周知するとともに、同年10月11日に県立学校長向け研修会を行い、適切な会計処理を行うよう周知徹底した。</p> <p>【一宮東特別支援学校】</p> <p>再発防止策として、決裁文書に参考資料として愛知県財務規則等根拠条文を添付し、金額等の確認を的確に行えるように改善した。また、会計局主催の財務事務研修に参加し、より一層財務事務実務に係る理解を深めるようにした。</p> <p>また、教育委員会としては、令和6年9月27日に事務職員研修会で本事例について周知するとともに、同年10月11日に県立学校長向け研修会を行い、適切な会計処理を行うよう周知徹底した。</p>
--	---

### 3 人件費・旅費

是正又は改善を必要とする事項	措 置 の 内 容
<p>○指摘事項</p> <p>【通勤手当が過支給となっていたもの（合規性）】</p> <p><b>該当機関</b> 人事局総務事務管理課</p> <p>通勤手当は、これを受けている職員にその額を減額すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の1日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定することとされている。</p> <p>しかしながら、令和5年4月1日付けで異動した職員について、令和5年4月分から通勤手当の額を減額すべき事実が生じていたにもかかわらず、実際には令和5年11月分から額が減額されており、令和5年4月分から10月分までは従前の額で通勤手当が支給された結果、18,137円が過支給となっていた。</p> <p>これは、当該職員から異動に伴う通勤届が提出されていないことが所属による点検作業の中</p>	<p>再発防止策として、職員に通勤届を正しく届出をさせるため、令和6年3月15日付けで、人事異動に伴い必要となる手続等について周知徹底した。</p> <p>また、通勤手当の認定に当たり、異動した職員の通勤手当の支給の有無を審査の画面で確認しながら、より注意して適切な認定処理をすることとした。</p> <p>さらに、必要な認定情報を総務事務システムから抽出し、正しく認定されているか、毎月確認することとした。</p>

<p>で確認され、事実発生日である令和5年4月1日から半年以上経過した令和5年10月26日に当該届が提出されたことも一因ではあるものの、当該届が提出された際、総務事務管理課は、事実が生じた日を令和5年4月1日として令和5年4月分から額を減額すべきであったところ、当該職員の給与明細等から通勤手当の支給の有無を確認することなく、届出を受理した日の属する月の翌月である令和5年11月分から通勤手当を支給する処理を行ったことによるものである。</p>	
--	--

#### 4 財産・物品

是正又は改善を必要とする事項	措置の内容
<p>○指摘事項</p> <p>【行政財産の特別使用許可の手続が適正になされていないなかったもの（合規性）】</p> <p>【該当機関】 医療療育総合センター、動物愛護センター、経済産業局商業流通課、海部農林水産事務所、衣浦港務所、昭和高等学校、碧南工科高等学校、豊田工科高等学校、安城農林高等学校、犬山総合高等学校、知立高等学校、瀬戸警察署、設楽警察署、がんセンター、精神医療センター、あいち小児保健医療総合センター</p> <p>「公有財産事務に関する質疑応答（令和3年1月8日改正）」において、土地の使用許可を受けて県有地に設置されている支線に、別の支線を地上2メートル以下で接続する場合は、それぞれ1本分の支線として使用料を徴収するとされている。</p> <p>また、「共架電柱の取扱いについて（令和4年3月22日改正）」によれば、1次使用者又は県（以下「1次使用者等」という。）が設置した電柱、支線又は支柱（以下「電柱等」という。）に電線等を設置する者（以下「2次使用者等」という。）からも土地使用料を徴収するとされている。</p> <p>さらに、「行政財産の特別使用に係る使用料条例」によれば、当該行政財産の特別使用が行政財産の設置に寄与すると認められる場合には、使用料の全部又は一部を免除することができる</p>	<p>【医療療育総合センター】</p> <p>当該行政財産使用に対し、行政財産使用許可申請書の提出を求め、令和6年3月15日付けで使用を許可した。</p> <p>再発防止策として、使用許可部分の現場確認による確実な現況把握及び後任者が使用許可部分について確認しやすい書類の作成を徹底することとした。</p> <p>また、福祉局としては、令和6年9月3日付けで、適正な事務処理を行うよう局内各所属へ周知徹底した。</p> <p>【動物愛護センター】</p> <p>当該行政財産使用に対し、行政財産使用許可申請書の提出を求め、令和6年3月29日及び同年4月1日付けで使用を許可した。</p> <p>再発防止策として、関係通知を周知し、2次使用者に係る対応について理解を深めるとともに、担当者変更の際には引継ぎを徹底することとした。</p> <p>また、保健医療局としては、令和6年9月17日付けで本事例を局内各所属へ周知した。</p> <p>【経済産業局商業流通課】</p> <p>当該行政財産使用に対し、行政財産使用許可申請書（変更）の提出を求め、令和6年7月1日付けで使用変更を許可した。</p> <p>再発防止策として、本件事例の概要を所属内で周知し、公有財産規則等の遵守徹底を図るとともに、年1回複数人で現地確認し、事務引継時には内容の</p>

とされ、「共架電柱の取扱いについて(令和4年3月22日改正)」によれば、共架電柱に係る使用料の減免ができるのは、設置される電線等が県施設専用のものである場合に限るものとされている。

これらの取扱いについて確認したところ、土地の使用許可を受けて設置された電柱を支える支線2本の分岐点が2メートル以下であるにもかかわらず、まとめて1本分の支線として許可し、1本分の使用料しか徴収していなかった事例や、1次使用者等が設置した電柱等に電線等を設置する2次使用者等から、1次使用者等が設置した電柱等に係る土地使用料を徴収していなかった事例、使用許可を受けて設置された電柱及び支線のうち、県施設専用のものではないにもかかわらず、県施設専用のもので誤認して使用料を減免していた事例といった行政財産の特別使用許可に係る誤りが多数の所属で見受けられた。

これらは、各所属が公有財産に係る通知等の内容を十分に確認しなかったことによるものである。

確認を徹底することとした。

また、経済産業局としては、令和6年9月5日付けで適切な事務手続を行うよう局内各所属に周知した。

#### 【海部農林水産事務所】

当該行政財産使用に対し、行政財産使用許可申請書の提出を求め、令和6年2月15日付けで使用を許可するとともに、海部農林水産事務所の全ての電柱等の一斉調査を行い、使用許可のとおりであることを確認した。

再発防止策として、公有財産担当者だけでなく管理職に対しても行政財産使用許可の手続について周知するとともに、現場確認の際に、写真を撮影して台帳を作成し、複数名で使用許可のとおりであることを確認することとした。

また、農業水産局としては、令和6年9月27日付けで本事例及び公有財産事務の適正な手続を局内各所属へ周知し、使用許可している電柱等について総点検を行った。

#### 【衣浦港務所】

当該行政財産使用に対し、行政財産使用許可申請書の提出を求め、令和6年3月5日、同月11日及び同年10月17日付けで使用を許可した。

再発防止策として、「電柱等に係る使用許可手続チェックリスト」に基づく点検を、担当者だけでなく、複数人で行うこととし、手続に漏れや誤りがないように取り組むよう徹底した。

また、都市・交通局としては、令和6年9月25日付けで公有財産の適正な管理を行うよう周知徹底した。

#### 【昭和高等学校】

当該行政財産使用に対し、行政財産使用許可申請書の提出を求め、令和6年2月1日付けで使用を許可した。

再発防止策として、所属において公有財産事務の取扱い通知書等と照らし合わせ、複数職員で確認するとともに、事業者にも年1回点検依頼し、変更がないか確認することとした。

また、教育委員会としては、令和6年9月27日に事務職員研修会で本事例について周知するとと

もに、同年 10 月 11 日に県立学校長向け研修会を行い、適切な会計処理を行うよう周知徹底した。

**【碧南工科高等学校】**

当該行政財産使用に対し、行政財産使用許可申請書の提出を求め、令和 5 年 12 月 12 日付けで使用を許可した。

再発防止策として、情報共有と関係通知への理解を深めることを目的に所属内で再度資料を供覧するとともに、定期的に現場を見回り、現状に変更がないか確認することにした。

また、教育委員会としては、令和 6 年 9 月 27 日に事務職員研修会で本事例について周知するとともに、同年 10 月 11 日に県立学校長向け研修会を行い、適切な会計処理を行うよう周知徹底した。

**【豊田工科高等学校】**

当該行政財産使用に対し、行政財産使用許可申請書の提出を求め、令和 5 年 12 月 18 日付けで使用を許可した。

再発防止策として、対象となる行政財産を定期的に見回り現況に変更がないか写真を見ながら確認することで変更点に気付けるようにした。

また、教育委員会としては、令和 6 年 9 月 27 日に事務職員研修会で本事例について周知するとともに、同年 10 月 11 日に県立学校長向け研修会を行い、適切な会計処理を行うよう周知徹底した。

**【安城農林高等学校】**

当該行政財産使用に対し、行政財産使用許可申請書の提出を求め、令和 6 年 1 月 25 日付けで使用を許可した。

再発防止策として、行政財産使用許可の正しい手続きについて所属内で再度共有し、関係規則や通知が改正された際には、対応の要否について所属内で十分検討するとともに、申請者に対しても改正内容を説明して、手続きに漏れや誤りがないように取り組むこととした。また使用許可状況の現地確認をするようにした。

また、教育委員会としては、令和 6 年 9 月 27 日に事務職員研修会で本事例について周知するとともに、同年 10 月 11 日に県立学校長向け研修会を行い、適切な会計処理を行うよう周知徹底した。

#### 【犬山総合高等学校】

当該行政財産使用に対し、行政財産使用許可申請書の提出を求め、令和5年11月30日及び同年12月12日付けで使用を許可した。

再発防止策として、再度関係資料を供覧して通知内容の理解を深め行政財産使用許可の適切な事務手続きができるよう周知徹底した。また、現場確認の際に変更がないか前回撮影写真と比較確認できるようにした。

また、教育委員会としては、令和6年9月27日に事務職員研修会で本事例について周知するとともに、同年10月11日に県立学校長向け研修会を行い、適切な会計処理を行うよう周知徹底した。

#### 【知立高等学校】

当該行政財産使用に対し、行政財産使用許可申請書の提出を求め、令和5年12月15日、同月18日及び同月20日付けで使用を許可した。

再発防止策として、行政財産使用許可事務処理に当たり担当者始め複数人による現況確認を行い、関係規則の改正や通知が発せられた場合は、許可状況に照らし合わせての確認を徹底することとした。また、使用者からも使用状況に変更が生じた場合は速やかに報告するよう依頼した。

また、教育委員会としては、令和6年9月27日に事務職員研修会で本事例について周知するとともに、同年10月11日に県立学校長向け研修会を行い、適切な会計処理を行うよう周知徹底した。

#### 【瀬戸警察署】

当該行政財産使用に対し、行政財産使用許可申請書の提出を求め、令和5年12月11日付けで許可した。

再発防止策としては、1次使用者に対して、第三者から共架の申し入れがあった場合には、速やかに警察署に連絡することを依頼するとともに、「電柱等に係る使用許可手続チェックリスト」に基づき点検を行い、電柱や支線の利用状況に変更がないかを年1回以上確認することとした。

更に、使用状況を示した図面と写真を明らかにした書類を整備した。

また、警察本部としては、令和6年度中に図解等

による分かりやすい点検ポイントを示した執務資料の作成及び担当者に対する教養を実施することとした。

#### 【設楽警察署】

当該行政財産使用に対し、行政財産使用許可申請書の提出を求め、令和6年2月16日付けで許可した。

再発防止策としては、1次使用者に対して第三者から共架の申し入れがあった場合には、速やかに警察署に連絡することを依頼するとともに、「電柱等に係る使用許可手続チェックリスト」に基づき点検を行い、電柱や支線の利用状況に変更がないかを年1回以上確認することとした。

また、課員全員が「電柱等に係る行政財産使用許可事務の取扱いについて」の内容を再度確認して支線が分岐している場合の許可について理解を深めた。

さらに、使用状況を示した図面と写真を明らかにした書類を整備した。

また、警察本部としては、令和6年度中に図解等による分かりやすい点検ポイントを示した執務資料の作成及び担当者に対する教養を実施することとした。

#### 【がんセンター】

当該行政財産使用に対し、行政財産使用許可申請書の提出を求め、令和6年6月28日付けで使用を許可した。

再発防止策として、関係通知を所属内に再度周知するとともに、行政財産の1次使用者に対して共架状況を年1回以上確認することとした。

また、病院事業庁としては、令和6年9月17日付けの通知により、適正な事務手続について、周知徹底した。

#### 【精神医療センター】

当該行政財産使用に対し、行政財産使用許可申請書の提出を求め、令和6年10月1日付けで使用を許可した。

再発防止策として、関係通知を所属内に再度周知し、制度理解を図った。

また、病院事業庁としては、令和6年9月17日



	<p>付けの通知により、適正な事務手続について、周知徹底した。</p> <p>【あいち小児保健医療総合センター】</p> <p>当該行政財産使用に対し、行政財産使用許可申請書の提出を求め、令和6年10月28日付けで使用を許可した。</p> <p>再発防止策として、現況の目視確認及びチェックリストによる点検を年1回以上実施することとした。</p> <p>また、病院事業庁としては、令和6年9月17日付けの通知により、適正な事務手続について、周知徹底した。</p>
<p>○指摘事項</p> <p>【行政財産の特別使用に係る使用料を誤って徴収していたもの（合規性）】</p> <p>該当機関 東海南高等学校</p> <p>行政財産の特別使用に係る使用料については、「行政財産の特別使用に係る使用料条例」により、行政財産の種類に応じて徴収することとされている。また、同条例によれば、県有地を架空する電線が特別高圧線の場合に限り、当該使用者から使用料を徴収するものとされている。</p> <p>しかしながら、東海南高等学校では、県有地を架空する電線が特別高圧線ではないにもかかわらず、誤って使用料を徴収していた。</p> <p>これは、架空している電線が行政財産の特別使用に係る使用料条例の別表に定める「電柱、標柱その他これらに類するものを設ける場合」に該当すると誤認して事務処理を行ったことはもとより、決裁過程でのチェックが有効に機能していなかったことによるものである。</p>	<p>当該行政財産使用許可について、令和6年3月1日付けで職権による取消しを行った。</p> <p>再発防止策として、管理職を含めた関係職員に行政財産使用許可に係る事務手続について改めて周知徹底した。また、複数職員で年1回以上は学校敷地内の現場確認を行い、手続に誤りや漏れがないかどうかの確認を行っている。</p> <p>また、教育委員会としては、令和6年9月27日に事務職員研修会で本事例について周知するとともに、同年10月11日に県立学校長向け研修会を行い、適切な会計処理を行うよう周知徹底した。</p>
<p>○指摘事項</p> <p>【不用品の売却に当たり、必要な手続を行っていなかったもの（合規性）】</p> <p>該当機関 一宮建設事務所</p> <p>不用品を売却するときは、「売却（伺）」により意思決定を行い契約事務を進めることとされている。</p> <p>しかしながら、一宮建設事務所では、古紙の</p>	<p>再発防止策として、不用品の売却時の手続について事務担当者の引継書に正しく明記し、確実に引き継ぐこととした。また、承認者及び決裁権者へもその内容を共有・確認を行い、収入手続の適正な事務処理について、改めて徹底することとした。</p> <p>また、建設局としては、令和6年9月13日付けで、不用品等に係る処分手続の適正な事務処理について、局内各所属及び地方機関に対し、改めて周知した。</p>

<p>売却に当たり、売却伺を作成しないまま契約手続を行っていた。</p> <p>これは、担当者が契約事務を進めるに当たり、財務規則等を確認することなく、売却伺の作成が不要であると誤認していたことはもとより、決裁過程でのチェックが有効に機能していなかったことによるものである。</p>	
<p>○指摘事項</p> <p>【物品（パーソナルコンピューター等）の所在が不明となったもの（法規性）】</p> <p><b>該当機関</b> 岩津高等学校、岡崎工科高等学校、一宮西高等学校、御津あおば高等学校</p> <p>愛知県財務規則では、物品は、常に良好な状態で管理し、その目的に応じて最も効率的に使用しなければならないとされている。</p> <p>各県立学校では、生徒一人一人に学習用パソコン（以下「タブレット」という。）を配備しており、学校管理下においては、同規則に基づき、適切に管理することが求められているにもかかわらず、学校で保管中のタブレット又は付属品の紛失が複数の所属で見受けられた。</p> <p>これらは、タブレットの移動又は使用前後の台数確認等が不十分であったり、廃棄予定の空き箱と未開封の箱を区別せず保管するなど、総じて物品管理の重要性の認識が欠如していたことによるものである。</p>	<p><b>【岩津高等学校】</b></p> <p>再発防止策として、令和6年3月11日の職員会議において、毎週金曜日にタブレットが全て揃っていることを確認するように周知徹底した。</p> <p>また、教育委員会としては、令和6年9月27日に事務職員研修会で本事例について周知するとともに、同年10月11日に県立学校長向け研修会を行い、適切な会計処理を行うよう周知徹底した。</p> <p><b>【岡崎工科高等学校】</b></p> <p>再発防止策として、従来は年に1回物品点検を行っていたが、令和6年度から生徒用タブレットについては、年3回（学期ごと）実施することとした。</p> <p>また、教育委員会としては、令和6年9月27日に事務職員研修会で本事例について周知するとともに、同年10月11日に県立学校長向け研修会を行い、適切な会計処理を行うよう周知徹底した。</p> <p><b>【一宮西高等学校】</b></p> <p>再発防止策として、令和5年7月19日に所属職員全員に向けて通知を發し、県有物品紛失防止に努めるよう周知徹底した。また今後は生徒に貸与しないタブレットをネットワーク担当者が直接保管することとした。</p> <p>また、教育委員会としては、令和6年9月27日に事務職員研修会で本事例について周知するとともに、同年10月11日に県立学校長向け研修会を行い、適切な会計処理を行うよう周知徹底した。</p> <p><b>【御津あおば高等学校】</b></p> <p>再発防止策として、令和5年11月21日の職員朝礼において、生徒用タブレットの組織的な点検としてクラスごとに点検簿を作成して、各学期2回の点検を実施すること及び物品の適正な管理を行うことを周知徹底した。また、令和6年1月11日の職員会議において、教員が持ち出す場合も持ち出し管</p>

	<p>理簿に記入することも改めて周知し、チェック体制の強化を図った。</p> <p>また、教育委員会としては、令和6年9月27日に事務職員研修会で本事例について周知するとともに、同年10月11日に県立学校長向け研修会を行い、適切な会計処理を行うよう周知徹底した。</p>
--	---

5 委託

是正又は改善を必要とする事項	措 置 の 内 容
<p>○指摘事項</p> <p>【プロポーザル方式の随意契約において、本来選定すべき事業者とは別の事業者を誤って選定し、契約を締結したもの（合規性）】</p> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">該当機関</span> 警察本部施設課</p> <p>本件の簡易公募型プロポーザルにおいては、参加表明した事業者から提出された技術提案書の審査後、事業者に企画提案書を提出させ、技術提案書と同様に審査した上で、技術提案書と企画提案書それぞれの評価点を合算し、最上位となった事業者と契約を締結することとしていた。また、審査の際には、公平性を確保するため事業者名を隠し、技術提案書及び企画提案書それぞれにランダムに記号を付して審査を行うこととしていた。</p> <p>しかしながら、警察本部施設課において、ランダムに付した記号と事業者の組合せを取り違え、技術提案書と企画提案書それぞれの評価点を異なる事業者同士で合算してしまった結果、本来、合算した評価点が最上位となるはずの事業者とは別の事業者を誤って選定し、契約を締結した。その後、事業者の組合せを取り違えて評価点を合算していたことが判明し、当該契約を解除した結果、損害賠償金1,512,271円が生じた。</p> <p>これは、技術提案書には担当者Aが、企画提案書には担当者Bが、それぞれランダムに記号を付した上で審査を行ったが、使用した記号の種類（ひらがなの「あ～え」）が同じであったことから、評価点の合算を担当したAが、Bが担当した企画提案書も技術提案書と同じ組合せで事業者記号が割り振られていると思い込み、</p>	<p>再発防止策として、プロポーザル方式随意契約事務手続に関するマニュアル（フローチャート）を整備するとともに、担当者一覧表を作成し課内で共有することで担当を明確化し、同様の誤りが生じないようチェック体制を整えた。</p>

<p>事業者名と記号の組合せを確認することなく評価点を合算してしまったことはもとより、決裁時においても上司がその確認を怠るなど、決裁過程でのチェックが有効に機能していなかったことによるものである。</p>	
--	--

## 6 工事

<p>是正又は改善を必要とする事項</p>	<p>措 置 の 内 容</p>
<p>○指摘事項 【農地環境整備事業において、設計金額に誤りがあったもの（合規性）】 <b>該当機関</b> 新城設楽農林水産事務所</p> <p>工事費の積算において、積算に必要な設計材料等の単価は、愛知県農林水産部門設計単価、物価資料単価等を優先的に使用し、それにより難しい場合は、メーカー等から実勢取引価格を記載した見積りを徴取し、個別見積単価を決定して使用するものとされている。</p> <p>新城設楽農林水産事務所では、令和4年度の農地環境整備事業の工事費の積算書を積算システムで作成する際、令和3年度に作成された同類工事の積算書を引用して作成した。この際、担当者は、令和3年度の個別見積単価を令和4年度の単価に修正する必要があったが、これを失念し、さらに決裁時においても、個別見積により決定した単価の根拠を示す令和4年度の見積単価表が添付されていなかったことから誤りを発見できなかった。その後、工事内容に変更が生じ、変更設計を行う際にも単価を変更しなかったため、変更設計金額が598,400円過小となっていた。</p> <p>その結果、変更設計金額に当初の請負率（当初契約金額／当初設計金額）を乗じて算定する変更契約金額についても、590,700円過小になっていたと考えられる。</p> <p>これらは、担当者が工事費の積算書作成に当たり単価の変更を失念したことはもとより、決裁過程でのチェックが有効に機能していなかったことによるものである。</p>	<p>再発防止策として、個別見積単価を使用する場合は、積算者が「個別単価根拠一覧表」を作成することで、採用する単価及び単価根拠を再確認する作業工程を追加することとした。</p> <p>さらに、「個別単価根拠一覧表」を設計書に添付し、複数名で単価及び単価根拠を確認する体制とすることを周知徹底した。</p> <p>また、農業水産局としては、令和6年9月4日付で本事例を局内各所属へ周知し、適切な事務処理を行うよう注意喚起を行った。</p>

## 7 補助金

○指摘事項

【市町村土木事業費補助金において、補助事業の変更に係る手続が行われていなかったもの（合規性）】

**該当機関** 海部建設事務所

市町村土木事業費補助金において、補助金交付決定額（以下「決定額」という。）に変更は生じないが、本工事費、測量試験費、用地費及び補償費相互間の流用で流用先の経費の 30 パーセントを越える変更をしようとする補助事業者は、あらかじめ市町村土木補助事業内容変更承認申請書（以下「変更承認申請書」という。）を提出し、変更承認申請書を受理した建設事務所長等は、内容を審査し、適当と認めたときは、市町村土木補助事業内容変更承認通知書により当該補助事業者に通知するものとされている。

海部建設事務所は、交通安全施設工事に係る補助金交付決定後、補助事業者からの決定額に変更は生じないが、用地費及び補償費を流用元とし、流用先である本工事費を皆増とする変更をしたい旨の相談に対し、本来であれば変更承認申請書の提出を求めるべきであったが、変更承認申請の必要がない軽微な変更と誤認し、口頭により変更を承認する旨を伝えた。その後、上記のとおり変更された内容の補助事業実績報告書が提出され、同事務所は、変更に係る手続を経ていないにもかかわらず、補助金を交付した。

これは、担当者及び上司が、変更に係る規定を確認することなく、「流用先の経費の 30 パーセントを越える」ではなく補助対象事業費全体の 30 パーセントを越える変更の場合に変更承認申請が必要であるとの誤った認識に基づいて事務を進めてしまったことはもとより、決裁過程でのチェックが有効に機能していなかったことによるものである。

再発防止策として、手続の要点をまとめた文書及び事務フロー図を作成し、令和 6 年 10 月 7 日付けで、事務所内及び管内市町村に対し適正な手続を行うよう、周知徹底した。

また、建設局としては、令和 6 年 4 月 12 日開催の市町村担当者会議、同月 15 日から 26 日の市町村ヒアリング及び同年 9 月 6 日開催の市町村に対する説明会において、補助事業の適正な事務手続について県内市町村及び担当する建設事務所に対し、周知徹底した。